

議事の実扱ひ等について（案）

我が国のバイオ燃料の導入に向けた技術検討委員会（以下「本委員会」という。）の議事の実扱ひ等については、以下によるものとする。

1. 本委員会は、原則として公開する。
2. 配付資料は、原則として公開する。
3. 議事要旨については、原則として会議終了後 1 週間以内に作成し、公開する。
4. 議事録については、原則として会議終了後 1 ヶ月以内に作成し、公開する。
5. 個別の事業に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかについての判断は、委員長に一任するものとする。

以上